

お客様各位

京都消費者契約ネットワークからの提訴について

拝啓 秋晴の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

先日10月11日、当社は、京都消費者契約ネットワーク（NPO 法人）により京都地裁に提訴されました。

現在、当社のウェディングパーティご利用規約（以下、規約といいます）は、経済産業大臣の認可により設立された公益法人である「（B I A）日本ブライダル事業振興協会」（同業他社550社が加盟）が作成した「モデル約款」に準じております。この規約は、より消費者の視点に立った公正なものであると考え昨年3月に変更いたしました。これにより昨年の訴訟においては、昨年7月28日付で和解しておりますが、残念なことにこのたび再度提訴されたものです。

当社は、この規約で算出するキャンセル料について、消費者契約法に基づき、キャンセルによって当社に生じる平均的な実質の損害以下しかいただいておらず、なんら問題はないと認識しております。なお、正式な訴状はまだ届いておりませんので到着し次第よく確認し、今後ご理解いただけるようしっかりと対応させていただきます。

なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2011年10月12日

株式会社 Plan・Do・See